

短期入所

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1 基本方針					法第43条	
	(1) 指定短期入所事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
	(2) 指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
	(3) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第114条	
第2 人員に関する基準					法第43条第1項	
1 従業員の員数	(併設型事業所) (1) 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業員の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。 宿泊型自立訓練及び共同生活援助に併設する短期入所事業所において、宿泊型自立訓練及び共同生活援助を行わない時間帯に短期入所を行う場合、短期入所の利用者の数に応じて次のとおり必要とされる数以上となっているか。 (ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上 (イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に、当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適・否		条例第4条	平18厚令171第115条第1項	
	(空床利用型事業所) (2) 法第5条第8項に規定する施設(日中サービス支援型共同生活援助事業所を除く)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業員の員数は、当該施設の入所者の数及び当該指定短期入所の事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。 宿泊型自立訓練及び共同生活援助(日中サービス支援型共同生活援助を除く)に併設する短期入所事業所において、宿泊型自立訓練及び共同生活援助を行わない時間帯に短期入所を行う場合、短期入所の利用者の数に応じて次のとおり必要とされる数以上となっているか。 (ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上 (イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に、当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適・否		条例第4条	平18厚令171第115条第2項	
	(単独型事業所) (3) 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとなっているか。 ① 指定生活介護事業所等において、指定短期入所の事業を行う場合においては、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 指定生活介護事業所等のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を、当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合における、生活支援員等又はこれに準ずる従業員として必要とされる数以上 イ アに掲げる時間以外の時間 (ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上 (イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に、当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ② 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合においては、① (ア) 又は (イ) に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①の (ア) 又は (イ) に掲げる数	適・否		条例第4条	平18厚令171第115条第3項	
2 管理者	指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所以外の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第116条 準用(第51条)	

短期入所

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第3 設備に関する基準					法第43条第2項	
設備及び備品等	(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第117条第1項	
	(2) 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときについて、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第117条第2項	
	(3) 空将利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第117条第3項	
	(4) 単独型事業所にあつては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第117条第4項	
	(5) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 居室 ・居室の定員は、4人以下となっているか。 (地階は不可) ・利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除いて8㎡以上であるか。 ・寝台又はこれに代わる設備を有しているか。 ・プザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ② 食堂 ・食事の提供に支障がない広さを有しているか。 ・必要な備品を備えているか。 ③ 浴室 ・利用者の特性に応じたものとなっているか。 ④ 洗面所 ・居室のある階ごとに設けているか。 ・利用者の特性に応じたものとなっているか。 ⑤ 便所 ・居室のある階ごとに設けているか。 ・利用者の特性に応じたものとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第117条第5項	
第4 運営に関する基準					法第43条第2項	
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第9条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第9条第2項) 社会福祉法第77条	
2 提供拒否の禁止	指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第11条)	
3 連絡調整に対する協力	指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第12条)	
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第13条)	
5 受給資格の確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第14条)	
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第15条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第15条第2項)	
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第16条)	
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第17条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第17条第2項)	
9 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、指定短期入所の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第19条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第19条第2項)	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
10 指定短期入所の開始及び終了	(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第118条第1項	
	(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第118条第2項	
11 入退所の記録の記載等	(1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第119条第1項	
	(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第119条第2項	
12 指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第20条第1項)	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第20条第2項)	
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第120条第1項	
	(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第120条第2項	
	(3) 指定短期入所事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次の各号に掲げる費用の支払いを受けているか。 ① 食事の提供に要する費用(次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、平成18年厚労省告示第545号(利用料指針)第2号のイただし書きの低所得者等については、食材料費に相当する額 ② 光熱水費 ③ 日用品費 ④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの	適・否		条例第4条	平18厚令171第120条第3項 平18厚告545二 イ 平18厚告545二 ロ 平18政令10第17条第1～4項	
	(4) (3)の①及び②に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	適・否			平18厚令171第120条第4項平18厚告545	
	(5) 指定短期入所事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第120条第5項	
	(6) 指定短期入所事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第120条第6項	
14 利用者負担額にかかる管理	指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第22条)	
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第23条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条準用(第23条第2項)	
16 指定短期入所の取扱方針	(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第121条第1項	
	(2) 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第121条第2項	
	(3) 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第121条第3項	

短期入所

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
17 相談及び援助	指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第60条)	
18 サービスの提供	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第122条 第1項	
	(2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第122条 第2項	
	(3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第122条 第3項	
	(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第122条 第4項	
	(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第122条 第5項	
19 緊急時等の対応	従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第28条)	
20 健康管理	指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第87条)	
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第29条)	
22 業務継続計画の策定等	(1) 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条第 2項準用(第33条の2 第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条第 2項準用(第33条の2 第2項)	
	(3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条第 2項準用(第33条の2 第3項)	
23 管理者の責務	(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第66条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該短期入所事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第66条第2項)	
24 運営規程	指定短期入所事業者は、次に掲げる事業(第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設にあつては③を除く。)の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令171第123条	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
25 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第68条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業員によって指定短期入所を提供しているか。(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第68条第2項)	
	(3) 指定短期入所事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第68条第3項)	
	(4) 指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第68条第4項)	
26 定員の遵守	指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ① 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ② 空床利用型事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ③ 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ※ただし、居室において介護者の急病等により長期間入院等の理由から緊急時の取扱いとして基準を超えた受入れが可能となっているほか、利用者へのサービス提供に十分配慮のうえ、支障がない場合は必ずしも居室でなくても受け入れ可能。(定員超過特例加算、H30.3.30付け報酬改定Q&A問19参照)	適・否		条例第4条	平18厚令171第124条 平18厚告523別表第7 の10の注 留意事項通知	
27 非常災害対策 【独自基準】	(1) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(事業所防災計画)を策定し、当該指定短期入所事業所の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第5条第1項 【独自基準】	平18厚令171第125条 準用(第70条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第5条第2項 【独自基準】	平18厚令171第125条 準用(第70条第2項)	
	(3) 指定短期入所事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。			条例第5条第3項 【独自基準】	平18厚令171第125条 準用(第70条第3項)	
	(4) 指定短期入所事業者は、(2)の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第5条第4項 【独自基準】		
	(5) 指定短期入所事業者は、非常災害が発生した場合に従業員及び利用者が当該指定短期入所事業者において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第5条第5項 【独自基準】		
27 衛生管理等	(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第90条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第90条第2項)	
28 協力医療機関	指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第91条)	

短期入所

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
29 掲示	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第92条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定短期入所事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第92条第2項)	
29 身体拘束等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 第1項準用(第35条の 2第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 第1項準用(第35条の 2第2項)	
	(3) 指定短期入所事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※(3)は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、(3)に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 第1項準用(第35条の 2第3項)	
30 秘密保持等	(1) 指定短期入所事業者の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第36条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第36条第2項)	
	(3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第36条第3項)	
31 情報の提供等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第37条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第37条第2項)	
32 利益供与等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、指定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第38条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、指定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第38条第2項)	
33 苦情解決	(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第1項)	
	(2) 指定短期入所事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第2項)	
	(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第3項) 法第10条第1項	
	(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第4項) 法第11条第2項	
	(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第5項) 法第48条第1項	
	(6) 指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第6項)	

短期入所

主 眼 事 項		着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
		(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条	
34	事故発生時の対応	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第40条第1項)	
35	虐待の防止	指定短期入所事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げるに掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第40条の2)	
36	地域との連携等	指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第74条)	
37	会計の区分	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第41条)	
38	記録の整備	(1) 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 (2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第125条 準用(第42条第1項)	
39	電磁的記録等	指定短期入所事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。 (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(11の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っているか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条 第1項	
第5	変更の届出等						法第46条
1	変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否				法第46条第1項 法施行規則第34条の23
2	廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否				法第46条第2項 法施行規則第34条の23

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
第6 業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	
第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第76条の3	
障害福祉サービス等情報公表制度の報告	指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報(法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号) ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号)	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	
第8 介護給付費の算定及び取扱い					法第29条第3項	
1 基本事項	(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。(ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否 適・否			平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項 平18厚告523の二	
2 短期入所サービス費 ①基本報酬						
2の1 福祉型短期入所サービス費						
福祉型短期入所サービス費(I)(障がい者)	(1) 福祉型短期入所サービス費(I)については、区分1以上に該当する利用者(障がい児を除く)に対して、短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じて、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注1 区分省令	
福祉型短期入所サービス費(II)(障がい者、日中サービス併用)	(2) 福祉型短期入所サービス費(II)については、区分1以上に該当する利用者(障がい児を除く)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を利用した日において、短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じて、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注2 区分省令	
福祉型短期入所サービス費(III)(障がい児)	(3) 福祉型短期入所サービス費(III)については、障害児支援区分1以上に該当する障がい児に対して、短期入所を行った場合に、障害児支援区分に応じて1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注3 児区分告示	
福祉型短期入所サービス費(IV)(障がい児、日中サービス併用)	(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)については、障害児支援区分1以上に該当する障がい児に対して、児童福祉法に規定する障害児通所支援を利用した日において、短期入所を行った場合に、障害児支援区分に応じて1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注4 児区分告示	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2の2 福祉型強化短期入所サービス費						
福祉型強化短期入所サービス費(I) (医療的ケア者を支援)	<p>(1) 福祉型強化短期入所サービス費 (I) については、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態 (医療的ケア) であり、かつ、区分1以上に該当する利用者 (障がい児を除く) に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所において短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第122号) 別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表1 ※医療的ケアの判定：平24厚労省告示第122号別表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ※福祉型強化短期入所サービス費の算定のあたっては、医療的ケアの利用者を1人以上支援した日のみ、当該日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定し、1人も受け入れない日は福祉型短期入所サービス費を算定する。</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注4の2 平18厚告556五の三区分省令 平18厚告556別表第1H30. 5. 23報酬改定Q&A vol. 3 問11、別紙	
福祉型強化短期入所サービス費(II) (医療的ケア者を支援, 日中サービス併用)	<p>(2) 福祉型強化短期入所サービス費 (II) については、上記の医療的ケアに該当し、かつ、区分1以上に該当する利用者 (障がい児を除く) に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を利用した日において、短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注4の3 平18厚告556五の三区分省令	
福祉型強化短期入所サービス費(III) (医療的ケア児を支援)	<p>(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (III) については、上記の医療的ケアに該当し、かつ、障害児支援区分1以上に該当する障がい児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、短期入所を行った場合に、障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注4の4 平18厚告556五の四児区分告示	
福祉型強化短期入所サービス費(IV) (医療的ケア児を支援, 日中サービス併用)	<p>(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV) については、上記の医療的ケアに該当し、かつ、障害児支援区分1以上に該当する障がい児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、障害児通所支援を利用した日において、短期入所を行った場合に、障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注4の5 平18厚告556五の四児区分告示	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2の3 医療型短期入所サービス費						
医療型短期入所サービス費（Ⅰ）（重症心身障がい者・児、看護体制7：1）	<p>（Ⅰ）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）については、以下のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障がい児（重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児）に対して、次のロのいずれにも適合するものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>イ ① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者 ② 区分5以上に該当し、次の1）から4）までのいずれかに該当する者であること。 1）進行性筋萎縮性に罹患している者又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者（重症心身障がい者）であること。 2）スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。 3）別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。 4）別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障がい者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。 ③ ①及び②に掲げるものに準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。 ④ 障がい児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者</p> <p>ロ ① 医療法に規定する病院であること。 ② 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること（夜勤を行う看護職員の数は2以上）。 ③ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の100分の70が看護師であること。</p> <p>※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注5 平18厚告551二の二イ	
医療型短期入所サービス費（Ⅱ）（重症心身障がい者・児）	<p>（Ⅱ）医療型短期入所サービス費（Ⅱ）については、2の3の（Ⅰ）のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障がい児に対して、次の①又は②のいずれかに適合しているものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 医療法に規定する病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。 ② 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注6 平18厚告551二の二ロ	
医療型短期入所サービス費（Ⅲ）（遷延性意識障がい者等）	<p>（Ⅲ）医療型短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ遷延性意識障がい者等（これに準ずる者）又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者に対して、上記2の3の（Ⅱ）に掲げる施設基準に適合しているものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定対象となる利用者については併算不可）。</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注7 平18厚告236 平18厚告551二の二ロ	
2の4 医療型特定短期入所サービス費						
医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）（重症心身障がい者・児、看護体制7：1、宿泊なし）	<p>（Ⅰ）医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）については、2の3の（Ⅰ）のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障がい児に対して、2の3の（Ⅰ）に規定するロのいずれにも適合しているものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において、日中のみ短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注8 平18厚告551二の二イ	
医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）（重症心身障がい者・児、宿泊なし）	<p>（Ⅱ）医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）については、2の3の（Ⅰ）のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障がい児に対して、次の①又は②に適合しているものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において、日中のみ短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 医療法に規定する病院又は診療所 ② 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院</p>	適・否			平18厚告523別表第7の1注9 平18厚告551二の二ハ	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (遷延性意識障がい者等、宿泊なし)	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ遷延性意識障がい者等(これに準ずる者)又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者に対して、上記2の4の(2)に掲げる施設基準に適合しているものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において、日中のみ短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定対象となる利用者については併算定不可。)	適・否			平18厚告523別表第7の1注10 平18厚告236 平18厚告551二の二ハ	
医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (重症心身障がい者・児、看護体制7:1、日中サービス併用)	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等又は障害児通所支援を利用した日において、2の3の(1)のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障がい児に対して、2の3の(1)のロのいずれにも適合しているものとして県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注11 平18厚告551二の二イ	
医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (重症心身障がい者・児、日中サービス併用)	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等又は障害児通所支援を利用した日において、2の3の(1)のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障がい児に対して、次の①又は②のいずれかに適合しているものとして県に届け出た、医療機関である指定短期入所事業所において、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ① 医療法に規定する病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。 ② 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院	適・否			平18厚告523別表第7の1注12 平18厚告551二の二ロ	
医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (遷延性意識障がい者等、日中サービス併用)	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等又は障害児通所支援を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ遷延性意識障がい者等(これに準ずる者)又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者に対して、上記2の3の(2)に掲げる施設基準に該当する者として県に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注13 平18厚告236 平18厚告551二の二ロ	
②減算 (大規模減算)	利用定員が20人以上であるとして県に届け出た単独型事業所において、短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 (定員超過特例加算を算定している場合、大規模減算は適用しない)	適・否			平18厚告523別表第7の1注15の2	
(身体拘束等廃止未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の29の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)	適・否			平18厚告523別表第7の1注15の3 留意事項通知第二の1(12)	
(定員超過減算、人員欠如減算)	短期入所サービス費の算定にあたって、次に該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 利用者の数又は従業者の員数が以下に該当する場合(減算割合が大きい方を適用) (定員超過減算) ・過去3月間の平均利用者が、利用定員に開所日数を乗じた数に100分の105を乗じて得た数を超える場合 当該月の利用者全員に100分の70 ・1日あたりの利用者の数が、利用定員に応じて以下に該当 当該日の利用者全員に100分の70 ア 利用定員が50人以下：利用定員数に100分の110を乗じた数を超える場合 イ 利用定員が51人以上：利用定員数から50を引いた数に100分の105を乗じた数に55を加えて得た数を超える場合 (定員超過特例加算を算定している場合、定員超過減算は適用しない) (人員欠如減算) ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、それ以外で要件を満たさない場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月目以降は100分の50(職員欠如減算)	適・否			平18厚告523別表第7の1注16 平18厚告550三 留意事項通知第二の1(7)(8)(13)	
③地域生活支援拠点等である場合の加算	運営規定において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めているものとして県に届け出た指定短期入所支援事業所において、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注15の5	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
④障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）（Ⅳ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）（Ⅳ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第7の1注17	
3 短期利用加算	指定短期入所事業所において、短期入所の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1年間に通算して30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の2 留意事項通知	
4 常勤看護職員等配置加算	看護職員（保健師、看護師、准看護師）を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、短期入所を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。（定員超過減算又は職員欠如減算に該当する場合、医療型（特定）短期入所サービス費を算定する場合は算定不可）	適・否			平18厚告523別表第7の2の2、1注16 H30. 5. 23報酬改定 Q&A vol. 3 問8	
5 医療的ケア対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所において、平18厚労省告示556別表第一に掲げる状態のいずれか（医療的ケア）に該当する者に対して短期入所を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の2の3 平18厚告556五の二、 別表第1	
6 重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の2の4	
7 重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象利用者に対して短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（医療型（特定）短期入所サービス費を算定する場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第7の3注1、別表第8の1注1	
	重度障害者支援加算の算定対象である利用者が、認定調査票による行動関連項目の合計点数が10点以上である者（強度行動障がい者）であって、当該指定短期入所事業所の職員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が当該利用者に対し、短期入所の提供を行った場合に、上記に加えて1日につき更に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の3注2 平18厚告548十三 平18厚告543二十三 （四を準用）	
8 単独型加算	単独型事業所において、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（医療型（特定）短期入所サービス費を算定する場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第7の4注1	
	単独型事業所において、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）（Ⅳ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）（Ⅳ）の算定対象となる利用者（日中サービス併用）に対して、入所日及び退所日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、上記に加えて更に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の4注2	
9 医療連携体制加算						
①医療連携体制加算（Ⅰ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする。） （福祉型強化短期入所サービス費又は医療型（特定）短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第7の5注1 H30. 5. 23報酬改定 Q&A vol. 3 問7	
②医療連携体制加算（Ⅱ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする。） （福祉型強化短期入所サービス費又は医療型（特定）短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第7の5注2 H30. 5. 23報酬改定 Q&A vol. 3 問7	
③医療連携体制加算（Ⅲ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする。） （福祉型強化短期入所サービス費又は医療費（特定）短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合は、算定不可）	適・否			平24厚告122別表第7の5注3 H30. 5. 23報酬改定 Q&A vol. 3 問7	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
③医療連携体制加算 (IV)	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(1回の訪問につき8人の利用者を限度とする。) (福祉型強化短期入所サービス費又は医療費(特定)短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している利用者については算定不可) ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24厚告122)別表第1の1の表	適・否			平24厚告122別表第7の5注4 平18厚告560五の七	
⑤医療連携体制加算 (V)	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(1回の訪問につき8人の利用者を限度とする。) (福祉型強化短期入所サービス費又は医療費(特定)短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合、医療連携体制加算(Ⅲ)を算定している利用者については算定不可)	適・否			平24厚告122別表第7の5注5 平18厚告560五の七	
⑤医療連携体制加算 (VI)	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(1回の訪問につき3人の利用者を限度とする。) (福祉型強化短期入所サービス費又は又は医療費(特定)短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、医療連携体制加算(Ⅲ)若しくは(V)を算定している利用者については算定不可)	適・否			平24厚告122別表第7の5注6 平18厚告560五の五	
⑤医療連携体制加算 (VII)	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (福祉型強化短期入所サービス費又は医療型(特定)短期入所サービス費を算定する場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合は、算定不可)	適・否			平24厚告122別表第7の5注7 H30.5.23報酬改定 Q&Avo1.3 問7	
⑤医療連携体制加算 (VIII)	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (福祉型強化短期入所サービス費又は医療型(特定)短期入所サービス費を算定する場合、医療連携体制加算(Ⅰ)から(VI)までのいずれかを算定する場合は算定不可)	適・否			平24厚告122別表第7の5注8 H30.5.23報酬改定 Q&Avo1.3 問7	
⑤医療連携体制加算 (IX)	次の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (施設基準) ア 職員の配置又は病院等との連携により、看護師を1名以上確保していること。(准看護師は不可) イ 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ウ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (福祉型強化短期入所サービス費又は医療型(特定)短期入所サービス費を算定する場合、生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等において短期入所を行う場合、常勤看護職員配置加算を算定する場合は、算定不可)	適・否			平24厚告122別表第7の5注9 H30.5.23報酬改定 Q&Avo1.3 問7	
10 栄養士配置加算						
①栄養士配置加算(Ⅰ) (常勤)	次のいずれにも適合すると県に届け出た指定短期入所事業所において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置 ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 (医療型(特定)短期入所サービス費を算定する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第7の6注1	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
②栄養士配置加算(Ⅱ)	次のいずれにも適合すると県に届け出た指定短期入所事業所において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ((Ⅰ)との併算定不可) ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置 ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 (医療型(特定)短期入所サービス費を算定する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第7の6注2	
11 利用者負担上限額管理加算	指定短期入所事業所が、利用者負担上限額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の7	
12 食事提供体制加算	低所得者等に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。(利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第7の8 留意事項通知等	
13 緊急短期入所受入加算						
①緊急短期入所受入加算(Ⅰ)(福祉型のみ)	福祉型(強化)短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に短期入所を受ける必要がある者(利用開始日の前々日以降に連絡があったもの)に対して、短期入所を緊急に行った場合に、緊急利用開始日から7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の9注1 平18厚告556六	
②緊急短期入所受入加算(Ⅱ)(医療型のみ)	医療型(特定)短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に短期入所を受ける必要がある者(利用開始日の前々日以降に連絡があったもの)に対して、短期入所を緊急に行った場合に、緊急利用開始日から7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の9注2 平18厚告556六	
14 定員超過特例加算	指定短期入所事業所において、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に短期入所を受ける必要がある者(利用開始日の前々日以降に連絡があったもの)に対し、定員超過減算が適用される利用者の基準を超えて、短期入所を緊急に行った場合に、10日を限度として、利用者全員に対して1日につき所定単位数を加算しているか。(※通常の利用者の受入れが要因で定員超過となる場合、緊急受入れをしても本加算は算定せず、定員超過減算の対象となることに留意) (定員超過特例加算を算定する場合は、定員超過減算及び大規模減算は適用しない)	適・否			平18厚告523別表第7の10 平18厚告556六 H30.3.30報酬改定 Q&A vol.1 問17~20	
15 特別重度支援加算						
①特別重度支援加算(Ⅰ)(医療型のみ)	医療型(特定)短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、厚生労働大臣が定める者(平18厚労省告示第556号別表のいずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、25点以上である者(超重症児・者又は準超重症児・者))に対して、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (平18厚労省告示556別表の判定スコア) ① レスビレーター管理=10 ② 気管内挿管、気管切開=8 ③ 鼻咽(いん)頭エアウェイ=5 ④ O2吸入又はspO2 90パーセント以下の状態が10%以上=5 ⑤ 1回/時間以上の頻回の吸引=8、6回/日以上以上の頻回の吸引=3 ⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用=3 ⑦ I V H=10 ⑧ 経口摂取(全介助)=3 ⑨ 経管(経鼻・胃ろう含む。)=5 ⑩ 腸ろう・腸管栄養=8 ⑪ 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)=3 ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上=5 ⑬ 継続する透析(腹膜灌(かん)流を含む。)=10 ⑭ 定期導尿3回/日以上=5 ⑮ 人工肛門=5 ⑯ 体位交換6回/日以上=3	適・否			平18厚告523別表第7の11注1 平18厚告556七、別表	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
②特別重度支援加算 (Ⅱ) (医療型のみ)	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、厚生労働大臣が定める者(平18厚労省告示第556号)別表のいずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれのスコアを合算し、10点以上である者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。(Ⅰ)との併算定不可 (平18厚労省告示556別表の判定スコア) ① レスピレーター管理=10 ② 気管内挿管、気管切開=8 ③ 鼻咽(いん)頭エアウェイ=5 ④ O2吸入又はspO2 90パーセント以下の状態が10%以上=5 ⑤ 1回/時間以上の頻回の吸引=8、6回/日以上以上の頻回の吸引=3 ⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用=3 ⑦ IVH=10 ⑧ 経口摂取(全介助)=3 ⑨ 経管(経鼻・胃ろう含む。)=5 ⑩ 腸ろう・腸管栄養=8 ⑪ 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)=3 ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上=3 ⑬ 継続する透析(腹膜灌(かん)流を含む。)=10 ⑭ 定期導尿3回/日以上=5 ⑮ 人工肛門=5 ⑯ 体位交換6回/日以上=3	適・否			平18厚告523別表第7の11注2 平18厚労告示第556号の七の二、別表	
③特別重度支援加算 (Ⅲ) (医療型のみ)	医療型(特定)短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、次に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続している者に対して、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)又は(Ⅱ)との併算定不可 ① 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ② 呼吸障がい等により人工呼吸器を使用している状態 ③ 中心静脈注射を実施している状態 ④ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ⑤ 重篤な心機能障がい、呼吸障がい等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥ 膀胱又は直腸の機能障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態 ⑦ 経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態 ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨ 気管切開が行われている状態 (※算定の可否については、留意事項通知等を確認すること。)				平18厚告523別表第7の11注3 平18厚労告示第556号の八	
16 送迎加算	短期入所の利用につき、利用者の送迎を実施しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片面につき所定単位数を加算しているか。(国、地方公共団体が設置する事業所(指定管理者へ委託の場合を除く)は算定しない。 ただし、指定短期入所事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定短期入所事業所の利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第7の12 平24厚告268二 イ、ロ(一のハを準用)	
17 日中活動支援加算	次の①から③までの基準のいずれも満たすものとして県に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は加算不可) ① 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること ② 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること ③ 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること	適・否			平18厚告523別表第7の13	

短期入所

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
18 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の86（※）に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の63（※）に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の35（※）に相当する単位数 （※障害者支援施設以外の夜間支援を行う事業所の併設・空床型や、単独型事業所の場合は、上記の加算率ではなく、報酬告示（平18厚告523）別表第7の13の注に定める加算率を適用すること。）	適・否			平18厚告523別表第7の14 平18厚告543二十（二）を準用）	
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、短期入所を行った場合に、1から17までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 （※障害者支援施設以外の夜間支援を行う事業所の併設・空床型や、単独型事業所の場合は、上記の加算率ではなく、報酬告示（平18厚告523）別表第7の15の注に定める加算率を適用すること。）	適・否			平18厚告523別表第7の15 平18厚告543二十一の二	

（参照法令等）

- 法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 平26厚令5（区分省令）： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）
 平18厚告572（児区分告示）： 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）
 基準関係： 平18厚令171（指定障害福祉サービス基準、指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第
 条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）
 規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第18号）
 平18厚告545（利用料指針）： 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）
 報酬関係： 平18厚告523（報酬告示）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
 平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
 平18厚告236： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）
 平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
 平18厚告548： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）
 平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）
 平18厚告551： 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）
 平18厚告556： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）
 平24厚告268： 厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）
 留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付障発第1031001号）